

令和3年3月10日

## 一般事業主行動計画の公表について

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性活躍推進法に基づき、女性が仕事と家庭を両立させることができ、女性全員が働きやすい環境を作ることによって、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 社会福祉法人愛光会一般事業主行動計画（第1回）

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

#### 2. 内 容

目標1： 管理職に占める女性割合を4割まで引き上げる。

##### 対 策

- ① 令和3年4月 ～ 施設長等会（理事長、施設長等）、理事会等（理事長、施設長、事務担当者等）、各種委員会（殆どの職員）にて女性管理職と男性管理職の割合を周知する。
- ② 令和3年4月 ～ 就業規則及び給与規程や昇給・昇格に関する基準等を示し、一般職員と管理職との給与の違いや責任の重さを周知する。
- ③ 令和3年9月 ～ 管理職登用の規程等男女公正な昇進基準となっているかを検証し、必用に応じて基準の見直しを行う。

目標2： 残業時間を月平均10時間以内とする。

##### 対 策

- ① 令和3年4月 ～ 施設長等会（理事長、施設長等）、理事会等（理事長、施設長、事務担当者等）、各種委員会（殆どの職員）にて残業時間の実情を周知する。
- ② 令和3年4月 ～ 残業に係る基礎知識事項等を就業規則及び給与規程等で周知する。
- ③ 令和3年9月 ～ 残業時間について検証し、必用に応じて仕事内容の見直しを行う。